

令和3年版

保存版

ため池 ハザードマップ [生田貯水池]



むかわ町

〒054-8660 北海道勇払郡むかわ町美幸 2 丁目 88 番地
TEL: 0145-42-2411 (代) FAX: 0145-42-2711
http://www.town.mukawa.lg.jp/

ため池ハザードマップとは

ため池ハザードマップとは、**老朽化の進行や局地的な大雨、大規模な地震**の発生などにより、ため池が決壊するなどして浸水が想定される区域とその深さを示した地図のことです。

このハザードマップにおいては、**生田貯水池**の浸水範囲が設定されています。大雨や地震の発生に備え、浸水する範囲を把握しておきましょう。

なお、地図に示した区域以外のところも、場合によっては浸水することがありますので、注意しましょう。



避難をするときの注意点

浸水の中の避難は、とても危険です！！

動きやすく安全な格好で！

避難するときは、動きやすく安全な服装にしましょう。ヘルメットや防災ずきんで頭を保護しましょう。靴はひもでしめられる底の厚い運動靴を。長靴は浸水が深いと中に水がたまるので動きにくくなります。素足は厳禁です！



歩ける深さに注意！

歩行可能な水深は、ひざの高さくらい(約 50cm)です。水の流れが速ければ、20cm 程度でも要注意です！無理をせず、高所で救助を待ちましょう。



足元に注意する！

水面下にはマンホールや側溝などの危険があるので、長い棒を杖代わりに突き、確認しながら進みましょう。



集団での避難を！

単独行動をせず、集団で避難しましょう。



車での避難は控えて

車での避難は緊急車両の通行の妨げになるほか、交通渋滞を招きます。



また、浸水した場合、水圧でドアが開かなくなる危険もあります。

自宅待機への備え

自宅待機した場合に備え、必要なものをそろえておきましょう。



私たちの防災メモ

緊急連絡先	住所／電話番号	緊急連絡先	住所／電話番号
役場 ■ 地区 鶴川 地区 ■ 地区 穂別 地区 ■ 地区 防犯 地区	美幸 2 丁目 88 番地 ☎(0145) 42-2411 穂別 2-1 ☎(0145) 45-2111 ☎(0145) 42-3144	警察 ■ 地区 鶴川 交番 ■ 地区 穂別 駐在所 ■ 地区 鶴川 厚生病院 ■ 地区 穂別 診療所 ■ 地区 鶴川 土地改良区	花園 3-21 ☎(0145) 42-2042 穂別 29-26 ☎(0145) 45-2251 美幸 1-86 ☎(0145) 42-2033 穂別 81-8 ☎(0145) 45-2121 花園 3-48 ☎(0145) 42-2021
消防 ■ 地区 鶴川 支署 ■ 地区 穂別 支署	駒場 221 番地 ☎(0145) 42-2119 穂別 29-5 ☎(0145) 45-2244	その他	

火事・救急は
119 番

警察は
110 番

災害用伝言ダイヤルは
171 番

詳細は下記に説明があります

災害用伝言ダイヤルは **171** 番
※携帯電話や PHS の利用も可能です。

大規模な災害発生時は、通話が集中し電話がかけにくい状況になります。そのような時には「災害用伝言ダイヤル」が開設され、被災地の方が安否情報を録音したり、ほかの地域の方が録音したメッセージを聞くことや被災地へメッセージを送ることもできます。

「171」にダイヤル	
伝言を録音するとき ガイダンスに従い「1」をダイヤル	伝言を再生するとき ガイダンスに従い「2」をダイヤル
自分の電話番号を市外局番からダイヤル	相手の電話番号を市外局番からダイヤル
伝言を録音 (30 秒以内)	伝言を聞く (新しい伝言から再生)

災害用ブロードバンド伝言板は **Web171**
電話がかけにくい状況でも、インターネットに接続可能であれば、パソコンや携帯電話で利用できるのが「Web171」です。なお、登録された伝言は 48 時間保存されます。

災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板は、
●利用方法を事前に覚えるために、体験利用できます。
体験利用：毎月 1 日、15 日 09:00～24:00
登録：毎月 1 日、15 日 09:00～1 月 3 日 24:00
登録：毎月 1 日、15 日 09:00～1 月 3 日 24:00
登録：毎月 1 日、15 日 09:00～1 月 3 日 24:00

インターネットによる災害関係情報の提供

日頃から災害や防災関係の情報を付けましょう。みなさんに必要な情報は下記のウェブサイトから入手できます。

むかわ町 検索
むかわ町役場 【むかわ町】

北海道防災情報 検索
道内災害情報全般 【北海道】

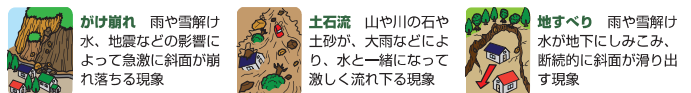
防災情報提供センター 検索
災害情報全般 【国土交通省】

気象庁 検索
地震・津波等の気象情報 【国土交通省】

土砂災害の心得

土砂災害の前ぶれ現象

土砂災害の多くは、雨が原因で起こります。1 時間に 20 ミリ以上、または降り始めから 100 ミリ以上の降雨量になったら十分な注意が必要です。



！こんな前ぶれ現象に注意！

次のような前ぶれ現象を察知した場合は、土砂災害が発生する可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、役場・消防署・警察署へ通報してください。

- 山鳴りがする
- 沢や井戸の水が濁る
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 川の流れる音が濁り、流木が混ざり始める
- 小石がバラバラ落ちてくる
- がけから水が湧き出てくる
- 普段臭いだった土の臭いがする
- がけや斜面から水が噴き出す
- 地面にひび割れができる
- 斜面のひび割れ、変形がみられる

土砂災害から身を守るために

まわりに「土砂災害危険箇所」があるか確認しよう

日頃から自分の住んでいる家のまわりや避難場所までの経路に土砂災害危険箇所があるか、ハザードマップで確認しましょう。

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しよう

雨が降り出し、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難の準備をし、町の避難勧告などに従い、速やかに避難しましょう。

！避難するときの注意点

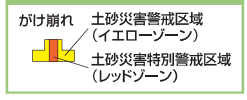
- 避難場所へ移動する立ち退き避難が基本です。
- 避難場所や安全な場所へ避難する際、他の土砂災害危険箇所の通過は避けましょう。
- 土砂流に関しては、渓流に対して直角方向にできるだけ流から離れましょう。
- 屋外での移動に危険が伴う状況下では、立ち退き避難が危険であるため、このような場合は、建物の 2 階などのより高い階にある山の反対側の部屋に待機しましょう。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

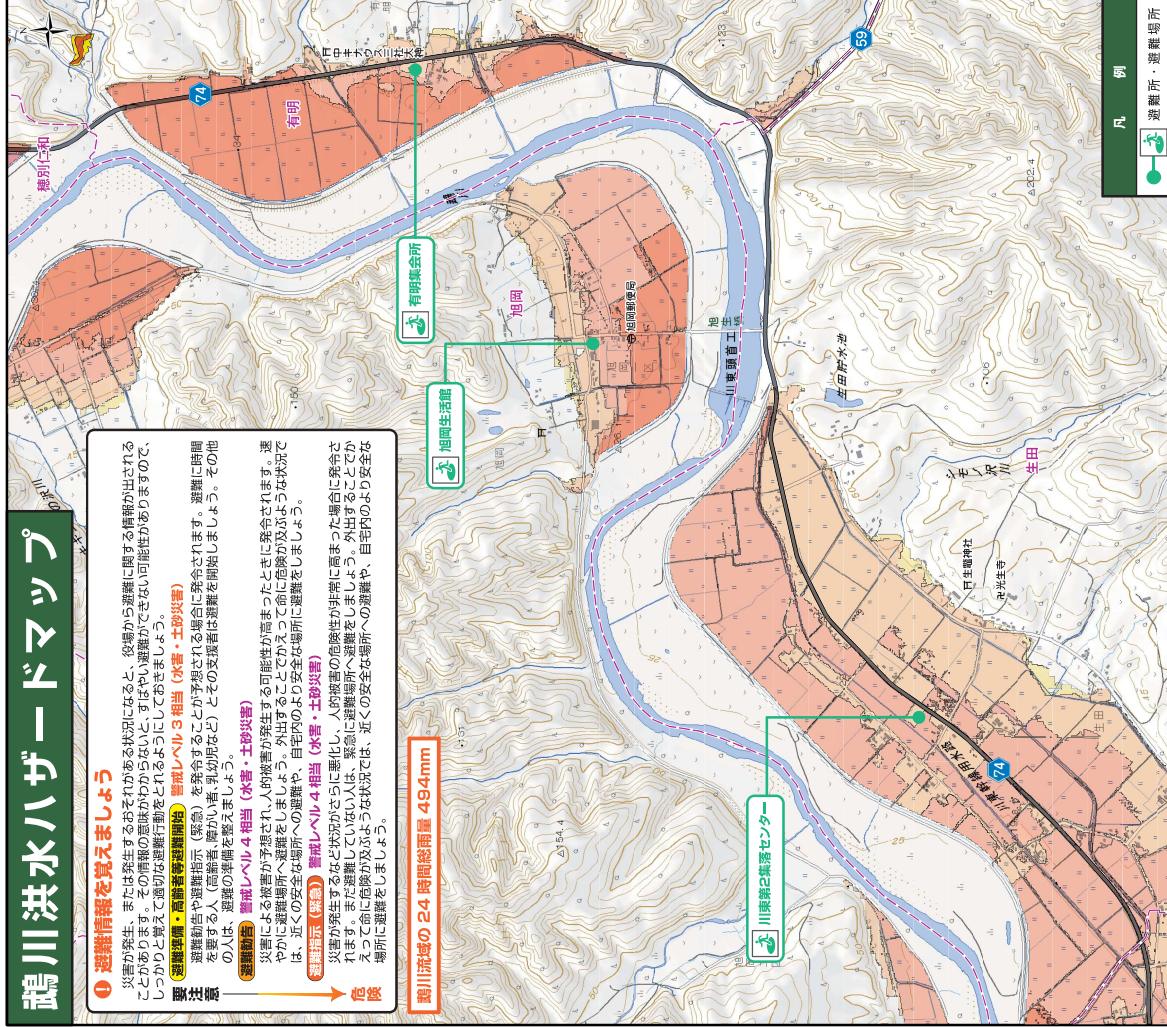
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは、法律に基づき、北海道が土砂災害危険箇所について現地調査を行い、土砂災害が発生した場合に住民の生命・身体に危害が生じるおそれがある土地を指定した区域で、避難体制の整備や土地利用制限などの規制がかけられます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に「建築物が損壊して住民の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある」区域で、一定の土地利用が制限され、居室を有する建築物の構造が規制されます。土砂災害警戒区域の中でも特に危険な区域です。

このハザードマップでの表記方法



鶴川洪水ハザードマップ



① 避難情報や気象情報等に注意しよう

災害が発生したり、そのおそれがある場合に、助けて気象情報や気象情報等（避難情報）が出力されます。避難情報は、危機管理・防災情報の緊急気象・避難情報（大雨・暴風・大雪・大霧・暴風・大雪・大霧）等（以下、**テレビ・ラジオ**）でも放送されるため、十分に注意してください。なお、危険を察知した場合は、**避難情報**が出力される場合や自主避難が実施していただく。

日頃から防災情報や気象情報、避難情報を確認し、災害発生時にスムーズに情報を収集できるように準備をしておきましょう。

その際、予備の電池も用意しましょう。

【緊急連絡メール】災害・避難情報を携帯電話やスマートフォンに無料で受信できるサービスです。自分の携帯電話やスマートフォンが受信できる設定になっているか確認しましょう。

